

平成 27 年第 2 回朝日町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）午後 3 時 00 分開議

議事日程（第 2 号）

- 第 1 議案第 4 号から議案第 31 号まで並びに議員提出議案第 1 号
（質疑）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 号から議案第 31 号まで並びに議員提出議案第 1 号
（質疑）
-

出席議員（10 人）

1 番	清 水 眞 人 君
2 番	荒 尾 勇 二 君
3 番	道 用 昭 雄 君
4 番	小 川 慶 二 君
5 番	大 井 光 男 君
6 番	西 岡 良 則 君
7 番	加 藤 好 進 君
8 番	長 崎 智 子 君
9 番	水 野 仁 士 君
10 番	大 森 憲 平 君

欠席議員（0 人）

説明のため出席した者

町	長	笹 原 靖 直 君
副	町	長 金 島 光 一 君
教	育	長 永 井 孝 之 君

まちづくり推進統括監 兼 商工観光課長	小川雅幸君
企画政策室長	小杉嘉博君
総務課長	山崎富士夫君
財務課長	大村浩君
住民・子ども課長	中島優一君
健康課長	清水明夫君
農林水産課長	坂口弘文君
建設課主幹	竹谷俊範君
会計管理者	谷口宗次君
あさひ総合病院事務部長	寺崎昭彦君
在宅介護支援センター所長	宇田速雄君
消防署長	谷口優君
教育委員会事務局長	水島康彦君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	道用慎一
主任	平木敦

(午後 3時00分)

開議の宣告

議長(水野仁士君) ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(水野仁士君) 本日の日程は、議案第4号 平成27年度朝日町一般会計予算から議員提出議案第1号 朝日町議会委員会条例一部改正の件までの29議案に対する質疑であります。

質 疑

議長（水野仁士君） これより、上程案件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をしていただきますようお願いいたします。

なお、予算書については、最初に該当するページを言ってから質疑をしてください。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

荒尾君。

2番（荒尾勇二君） それでは、議案の第16号の教育委員会の件に関してですけれども、これは、私、何度も聞いているのですけれども、いまだにちょっと、よくわからないところは何かといいますと、教育委員長というのがなくなって、教育長がその中にあると。教育長は委員ではないというか.....

議長（水野仁士君） 荒尾さん、何ページですか。

2番（荒尾勇二君） 何ページというか.....

〔「議案」の声あり〕

2番（荒尾勇二君） 第16号です。

よろしいでしょうか。

議長（水野仁士君） いいですよ。はい。

2番（荒尾勇二君） ということで、教育長は教育委員ではないと。けれども、教育委員会の会議には参加するということになりますね。そういったときに、教育長の役割というのは、いまだにわからないのと、教育長が教育委員会のその会議に参加するということになりますと、今までは教育長というのは、言ってみれば、事務方、執行方になって、教育委員というのは議会のようなものなんですわね。そういったときに、いわゆる教育の中立性というのはどこで担保されるのか。

私は、教育委員会条例のようなものがあるのかとと思っていたのですけれども、それが無いもので、ちょっとそのへん、お聞きしたいと思います。

議長（水野仁士君） 永井教育長。

教育長（永井孝之君） 新教育委員会制度における教育の中立性ということに対する懸念があるというふうなご指摘だというふうに思います。

まことに簡単に言いますと、今行われている教育委員会制度には、教育委員長と教育長が

おります。教育委員長というのは、教育委員会を代表する責任者でありまして、その教育委員会で協議された取りまとめをするのが教育委員長になっていたと。そこで、話し合われた結果の、協議内容の決議に基づいて実際に教育委員会事務局の職員と一緒に教育の推進を図るのが教育長、現場の責任者であるという構造になっていたんですね。

この決める側と執行する側がなぜ一緒にしたかといいますと、これはこれまでのさまざまな日本の国内における問題が、例えばいじめによる子どもさんの自殺とか、あるいは一部市町村によっては、教育委員会は要らないのではないかという議論があったりして、その中で一番問題になったのは、教育委員会の責任が誰にあるのかということが明確になっていないと。教育委員長と執行である教育長があるものだから、委員長と教育長が……。こいつをやっぱり一本化しないと責任が明確にならないということが1点。それから、緊急を要する場合、例えば子どもさんが不幸にしてそういう事件に巻き込まれたときに、いざ対応するときに、教育委員会の責任者が教育委員長であると。だから、急にやらなきゃならないのに、教育委員会を開かなければ決断ができないとかという、その時間的な誤差による情報の発信が非常に遅く、どちらに責任があるのかわからないという状況の中で、これは緊急の場合であろうと協議に基づいて、教育委員会として教育を執行する場合においても、やはり一本化しておいたほうがスムーズであるという判断からこの制度の案が出てきたのであって、教育委員長がこれまでやってこられたことを教育長があわせて責任を持ち、教育を執行していくということになると思います。

ですから、今荒尾議員が心配しておられる教育の中立性というのは、これまでのように教育委員会も当然教育の基本を決めたり、じっくりと話し合う部分については協議で行っていきますし、緊急の場合にだけ教育長の行動というか、責任が問われるということになったというふうにご判断いただければ。大きな筋とすれば、教育の中立性というのは、これまでと変わらないというふうに私は判断をしております。

以上です。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾君。

2番（荒尾勇二君） 今教育長はそのように言われましたけれども、こうずっとこの教育委員会制度が始まってからの流れを見ていきますと、徐々に、徐々に教育委員制度というのが形骸化されてきているように見えるのです。特に今の政権になってからというもの、教育基本法というのが変えられました。私たちが習ってきた教育基本法とは全くというか、似たよ

うで全然似ていないものなんですよ。それから、教育職員免許法も変えられ、私がある第一番目でありました。何でこういうことをしなけりゃならないのかという不満もありました。そういったふうにして、どんどんとそういう制度が変えられてくるものですから……。

そうすると、今のようやり方でやっていきますと、教育長のあり方といいますか、非常に重要になってくると思うんですよ。意志を強く持って教育の中立性というものを保とうとする方もおられましょうし、またそのままその都道府県、自治体の首長とともに、一緒になって教育を進めていこうとする方も出てこられると思います。そういった意味で不安定になってくるといった面もありますので、そのへんはまた十分考えていただきたいと思います。

以上。わかりました。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

清水君。

1番（清水真人君） 町長の提案理由説明書の中に、「ヒスイ海岸周辺整備構想」を策定したことからというふうにあるのですが、担当部署に確認しましたところ、3月中ぐらいには出せるのではないかという話でした。いつごろ提出されるのか確認します。

議長（水野仁士君） ただいまの清水君の質問に対する答弁を求めます。

小川商工観光課長。

商工観光課長（小川雅幸君） 答弁の内容につきましては、平成27年度予算における提案理由でございますので、当然ながら26年度は一応完結したということを前提にお話をされたというふうに思っております。

仕様書につきましては、3月末に完成をいたします。それで、委員会におきましても一度お答えしておりますが、6月議会には議員の皆様にも、そういった細部内容というのはご報告できるであろうというふうに思っておりますし、もっと早ければ全員協議会あたりでご報告できる機会があればというふうに思っております。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

1番（清水真人君） はい、了解しました。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

加藤君。

7番（加藤好進君） 予算書の86ページ、事業名で社会福祉団体活動事業の推進費の中で、備考欄の説明欄の中で、これ、社協のことだと思うのですが、ボランティアセンター活動事業ということで250万少しの予算が載っておりますが、どのようなボランティアサー

クルがあるのか、またもしわかれば、ざっくりでいいのですけれども、内訳をお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（水野仁士君） ただいまの加藤君の質疑に対する答弁を求めます。

清水健康課長。

健康課長（清水明夫君） 今ほどのボランティアセンター活動事業でございますけれども、まず事業内容といたしましては、社協にボランティアコーディネーターという方がおられまして、その方の人件費の半分を、それから、ちょっと詳細にボランティア団体、資料を持ち合わせておりませんが、団体が15団体ということで補助金を出しております。それから、ボランティア推進校ということで、町の小学校2つ、中学校、高校ということで4校に対して補助を行っております。そのほか、ボランティアさんの活動保険、そういうようなところでございます。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

7番（加藤好進君） はい。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次会の日程

議長（水野仁士君） 次に、次会の日程を申し上げます。

あす4日、5日、6日は議案調査日とし、7日、8日は休会、9日は本会議を再開し、町政全般に対する代表・一般質問を行います。

なお、あす4日は、午後2時から議会運営委員会を開催いたします。

また、町政に対する代表・一般質問の提出締め切りはあす4日午前10時までとなっておりますので、質問される議員は、所定の用紙に、質問の件名、質問の要旨、要旨の説明を明確に記入の上、早目に提出してください。

散会の宣告

議長（水野仁士君） 本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時 1 1分)